

# 鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助金

～ 申請の手引き ～

## 目 次

I	補助制度の概要	1
II	補助事業の流れ	2
III	鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業管理運用要領	6
IV	街頭防犯カメラ管理運用規程（例）	9
V	申請書等の記入例	11
VI	申請・相談受付窓口	20

# I 補助制度の概要

## 1 目的

地域住民による防犯活動を補完し、安心安全なまちづくりを推進するため、犯罪の抑止を目的に町内会等が設置する街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」といいます。）の設置費用の一部を助成します。

## 2 事業概要

項目	内容
補助対象団体	町内会等（町内会、自治会等地域住民により組織された団体及び通り会、商店街振興会等商業又はサービス業を営むものにより組織された団体）
補助金申請書の提出先	管轄の地区防犯団体連合会
補助対象経費	(1) 防犯カメラ、録画装置等の機器の購入及び設置工事に係る経費 (2) 防犯カメラの設置を示す看板等の設置に係る経費 <b>※リース契約や、機器の保守費用・電気料金等の維持管理費は補助対象外</b>
補助率・上限額	補助対象経費の1/2以内（1,000円未満切捨て） 1台につき20万円を限度
主な補助金交付の条件	以下の条件を全て満たす必要があります。 (1) 防犯カメラを設置する場所は、 <u>犯罪の蓋然性の高い場所</u> <sup>1</sup> であること。 (2) 防犯カメラの設置は、地域住民の総意によるものであること。 (3) 「鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業管理運用要領」を遵守すること。
管理・運用	防犯カメラの管理・運用にあたっては、「鹿児島市街頭防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、プライバシー保護に配慮した適正な設置、管理及び運用を行ってください。 ○主な遵守事項 (1) 撮影対象区域は道路等の公共空間の必要最小限の範囲とし、防犯カメラを設置している旨を表示すること。 (2) 撮影した画像及び画像を収録した記録媒体を適正に管理・運用するために、「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定すること。 (3) 画像の保存期間は原則として、1カ月以内の必要最小限の期間とし、経過後は消去すること。 (4) 第三者への画像提供は禁止とする。ただし、法令等に基づく照会や人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合等は提供できるものとする。 (5) 設置者（町内会等）は、街頭防犯カメラ管理運用規程を策定すること。

<sup>1</sup> 犯罪の発生する見込み、確立が高い場所（例えば、これまでに犯罪が多発している、不審者情報があるなど、犯罪の発生が懸念されている場所、地域）

## II 補助事業の流れ

① 事前相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で街頭防犯カメラの必要性について協議しましょう。</li> <li>・ 地区防犯団体連合会に、設置希望について相談しましょう。</li> </ul>
② 交付申請書等の提出	<p>《提出先》 地区防犯団体連合会</p> <p>《提出物》 (1) 街頭防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号）  (2) 地域承認書  (3) 設置計画書  (4) 補助事業収支予算書  (5) 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面  (6) 設置費用見積書、カタログ等の資料  (7) 設置場所等の所有者から、使用の許可を得られていることを証する書類  (8) 町内会等の概要が分かる書類（規約、役員名簿等）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【地区防犯団体連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性、優先度の検討</li> <li>・ 防犯団体連合会が取りまとめ、市に補助申請を行います。</li> </ul> </div>
補助金交付決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区防犯団体連合会から、補助金交付決定通知が届きます。</li> <li>・ 交付決定団体は、街頭防犯カメラ管理運用研修会を受講していただきます。</li> </ul>
③ 防犯カメラの設置、運用開始	※ガイドラインに沿って、適切に運用を行ってください。
④ 事業実績報告の提出	<p>※設置後、速やかに提出してください。</p> <p>《提出先》 地区防犯団体連合会</p> <p>《提出物》 (1) 補助事業実績報告書（様式第5号）  (2) 設置後の現況写真  (3) 領収書又は請求書の写し（請求書の写しの場合、補助金交付を受けた日から起算して30日以内に領収書の写しの提出が必要）  (4) 補助事業収支決算書</p>
確定通知	地区防犯団体連合会から確定通知が届きます。
⑤ 補助金交付請求書の提出	<p>《提出先》 地区防犯団体連合会</p> <p>《提出物》 (1) 補助金交付請求書（様式第7号）  (2) 委任状（必要に応じて）</p>
補助金交付	地区防犯団体連合会から補助金が交付されます。
⑥ 維持管理	※ガイドラインに沿って、適切に維持管理・運用を行ってください。

## ① 事前相談

防犯カメラの補助金申請は、町内会等の管轄の地区防犯団体連合会に行う必要があります。  
申請前に、以下の事項について検討し、地区防犯団体連合会に相談してください。

項目	内容
防犯カメラの必要性についての協議	安心安全なまちづくりには、地域ぐるみの日常的なパトロールや声掛けなど、人の目による防犯活動が基本となります。防犯カメラは、それらの防犯活動によってもなお、安全性の確保が必要な場合に、防犯活動を補完するものであるという認識のもと、設置の必要性について地域で話し合しましょう。
市の補助によって設置される防犯カメラの要件	市の補助により設置する場合は、次の要件を全て満たす必要があります。 1 道路等の公共空間を撮影対象とするもので、地域の犯罪の抑止を目的に設置するものであること。 2 住民のパトロール等の防犯活動が日常的に行われていること。 3 これまでに犯罪が多発している、不審者情報があるなど、犯罪の発生が懸念されている場所、地域であること。 4 設置場所付近の住民の同意や町内会等の総会での承認など、地域住民の総意によるものであること。 ※ 町内会集会所等の公共的な施設であっても、個別の施設等を監視するためのものは補助対象となりません。
設置場所等の相談	○ <u>設置場所については、犯罪の蓋然性を判断する必要があることから、管轄の地区防犯団体連合会に事前に相談してください。</u> ○ 地区防犯団体連合会の連絡先 中央地区防犯団体連合会（中央署内） 電話：225-9090 西地区防犯団体連合会（西署内） 電話：252-9930 南地区防犯団体連合会（南署内） 電話：266-5666 ※管轄区域は20ページを参照
設置場所の所有者等の内諾	○ 設置場所の所有者（道路、公園等の管理者）の内諾を得ておきましょう。 ○ 電柱（九電柱、NTT柱）に共架（添架）する場合には、それぞれの事業者から内諾を得る必要があります。
総会等での決定	○ 団体の総会等で話し合い、防犯カメラの設置について可決承認を得てください。 ○ 補助金交付申請の提出時には、防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類（地域承認書）が必要です。

## ② 交付申請書の提出

鹿児島市の補助金制度を活用し、防犯カメラの設置を行う場合は、街頭防犯カメラ設置費補助金申請書【様式第1】に以下の書類を添付して、管轄の地区防犯団体連合会に提出してください。

※ 申請期限があります。

### ■添付書類

- (1) 地域承認書
- (2) 設置計画書
- (3) 補助事業収支予算書
- (4) 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
- (5) 業者からの設置費用見積書、カタログ等の資料
- (6) 設置する場所等の所有者等から、使用の許可が得られていることを証する書類
- (7) 町内会等の概要が分かる資料（団体規約、役員名簿等）

### ■補助金交付条件

以下の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 防犯カメラを設置する場所は、犯罪の蓋然性の高い場所であること。
- (2) 防犯カメラの設置は、地域住民の総意によるものであること。
- (3) 鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業管理運用要領を遵守すること。

このほか、以下の事項についてご承知おきください。

- 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、地区防犯団体連合会の承認を受けること。
- 補助事業を中止又は廃止する場合においては、地区防犯団体連合会の承認を受けること。
- 補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、その他の理由により、補助事業を遂行することができない場合は、その全部若しくは一部を取り消し、または変更することができる。
- 条例及び規則の定め及び補助金の交付の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金の他の用途への使用をしてはならないこと。
- 防犯カメラの補助金交付及び設置に係る書類を事業完了から5年間保管しておくこと。
- 防犯カメラ設置後、5年間については、地区防犯団体連合会の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

### ③ 防犯カメラの設置、運用

- 申請した防犯カメラを取り付けましょう。
- 防犯カメラを設置していることを示す看板を取り付けましょう。

(設置例)

#### 防犯カメラ作動中

設置者：〇〇町内会      連絡先：〇〇〇-〇〇〇

鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業

防犯カメラ作動中  
設置者：〇〇町内会      連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇  
鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業

- 防犯カメラ設置前までに、各団体で作成した管理運用規程を地区防犯団体連合会へ提出してください。(管理運用規程の例は10ページ参照)
- 各団体で作成した管理運用規程に基づき、防犯カメラの運用を開始してください。

### ④ 事業実績報告書の提出

設置が完了した日から30日以内に、**補助事業実績報告書【様式第5号】**に、次の書類を添付し、地区防犯団体連合会に提出しましょう。

#### ■添付書類

- (1) 設置後の現況写真
- (2) 領収書又は請求書の写し（請求書の写しによる場合は、補助金の交付を受けた日から起算して30日以内に領収書の写しを提出するものとする）
- (3) 補助事業収支決算書

### ⑤ 補助金請求書の提出

補助金の確定通知書が届いたら、地区防犯団体連合会に**補助金交付請求書【様式第7号】**を提出します。

#### ■添付書類

委任状（代表者と口座名義人が異なる場合）

### ⑥ 維持管理

- 防犯カメラは、適正な維持管理をお願いします。
- 設置場所の変更又は廃止をするときは、地区防犯団体連合会の承認を受けてください。
- 防犯カメラの補助金交付及び設置に係る書類を、事業が完了した日から5年間保存してください。

## Ⅲ 鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業管理運用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業補助金によって町内会等が設置する街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関し、街頭防犯カメラの有用性を認識しつつ、市民等のプライバシー等の権利利益を保護するために必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラ 道路等の公共空間を撮影対象とするもので、犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設し、画像記録装置を有するカメラとする。(以下、「防犯カメラ」という。)
- (2) 地区防犯団体連合会 鹿児島中央地区防犯団体連合会、鹿児島西地区防犯団体連合会及び鹿児島南地区防犯団体連合会とする。

### (設置及び表示)

第3条 防犯カメラの設置及び表示については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影対象区域は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないよう必要最小限の範囲とすること。
- (2) 設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示すること。
- (3) 前号に規定する内容は、別表に定める項目とする。

### (設置場所の所有者の同意等)

第4条 防犯カメラの設置者(以下「設置者」という。)は、当該設置場所の土地又は施設の所有者の同意(設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者の許可)を得なくてはならない。

2 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなくてはならない。

### (管理運用責任者等)

第5条 設置者は、防犯カメラの適切な維持管理を行わなくてはならない。

2 設置者は、防犯カメラの管理運用責任者及び操作取扱者を指定しなくてはならない。

3 設置場所の所有者等の事情により、撤去等の必要が生じた際は、設置に伴う許可等の条件を遵守し、関係者等と協議を行い適切に対応すること。

4 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理、運用を行わなくてはならない。

5 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び画像記録装置の操作を行わなくてはならない。

6 防犯カメラ及び画像記録装置については、管理運用責任者及び操作取扱者(以下、「管理運用



責任者等」という。)以外の者が操作をしてはならない。

7 管理運用責任者等の指定及び変更をする場合は、速やかに地区防犯団体連合会に届出をしないでならない。

#### (画像及び記録媒体の適正な管理)

第6条 設置者及び管理運用責任者等(以下「設置者等」という)は、画像及び記録媒体の適正な管理について、次の各号に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 画像を保存する場合には、不必要な画像の複製や加工を行わない。
- (2) 画像の保存期間は、法令等に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、原則として、最長1月以内の必要最小限の期間とする。
- (3) 画像は、保存期間が終了後、初期化や上書きにより確実に消去する。
- (4) 画像の記録された媒体は、あらかじめ定めた防護された場所に保管する。
- (5) 画像のモニターテレビ等がある部屋に部外者が入れない又は見られないようにするなど、情報漏えいが起きないように、それぞれの施設等に応じた適切な対応を行う。

#### (画像提供の制限)

第7条 第三者への画像提供は禁止する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、設置者等は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができる。

- (1) 法令等に基づく照会があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合

2 前項ただし書きにおいて、画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存し、地区防犯団体連合会に報告をしなくてはならない。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供内容
- (5) 対応者氏名

#### (秘密の保持)

第8条 設置者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。なお、設置者等でなくなった後においても同様とする。

#### (苦情等の処理)

第9条 設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する苦情や問い合わせに対しては、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

#### (管理運用規程の策定)

第10条 設置者は、本要領の内容に基づき、次に掲げる事項を規定した街頭防犯カメラ管理運用規程を策定しなくてはならない。

- (1) 目的

- (2) 設置場所及び撮影範囲
- (3) 管理運用責任者等
- (4) 画像及び記録媒体の適正な管理
- (5) 画像提供の制限
- (6) 秘密の保持
- (7) 苦情等の処理

**(報告及び是正措置)**

第11条 市長及び地区防犯団体連合会は、必要があると認めるときは、設置者等に対し、防犯カメラの管理及び運用について報告を求めることができる。

2 市長は、防犯カメラの管理及び運用が本要領の規定に違反すると認めるときは、設置者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができるものとする。

**附則**

(施行期日)

この要領は、平成29年4月28日より施行する。

(別表)

**防犯カメラ作動中**

設置者：〇〇町内会      連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇  
鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業

**防犯カメラ作動中**

設置者…〇〇町内会  
連絡先…  
〇〇〇-  
〇〇〇〇

鹿児島市街頭防犯  
カメラ設置費補助事業

## IV 街頭防犯カメラ管理運用規程（例）

### ●●町内会 街頭防犯カメラ管理運用規程

（目的）

第1条 この規定は、●●町内会における犯罪の防止と地域住民の安心・安全の確保を図るため、●●町内会が設置する街頭防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」という。）の設置及び管理運用に関し、地域住民のプライバシー等の権利利益を保護するために必要な事項を定めるものである。

（設置場所及び撮影範囲）

第2条 防犯カメラの設置及び表示については次のとおりとする。

- (1) 撮影対象区域は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないよう必要最小限の範囲とし、設置場所及び撮影範囲、設置台数は、別図のとおりとする。
- (2) 設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示する。

管轄の地区防犯団体連合会に提出することとしてください。

（管理運用責任者等）

第3条 防犯カメラの適正な管理運用のため、管理運用責任者及び操作取扱者（以下、「管理運用責任者等」という。）を定め、別に定める様式により、鹿児島●●地区防犯団体連合会に提出することとする。

- 2 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理、運用を行わなければならない。
- 3 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び録画装置の操作を行わなければならない。
- 4 防犯カメラ及び画像記録装置の操作は、管理運用責任者等以外の操作を禁止する。

（画像及び記録媒体の適正な管理）

第4条 防犯カメラの設置者及び管理運用責任者等（設置者等）は、画像及び記録媒体の適正な管理について、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 画像を保存する場合には、不必要な画像の複製や加工を行わない。
- (2) 画像の保存期間は、●●日間とする。
- (3) 画像は、保存期間が終了後、初期化や上書きにより確実に消去する。
- (4) 画像の記録された媒体は、あらかじめ定めた防護された場所に保管する。
- (5) 画像のモニターテレビ等がある部屋に部外者が入れない又は見られないようにする。

1か月以内の必要最小限の日数としてください。

（画像提供の制限）

第5条 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者への画像提供は禁止する。

- (1) 法令等に基づく照会があった場合

- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合
- 2 画像の閲覧及び提供については、設置者等において協議し、決定する。
- 3 第1項ただし書きにおいて、画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存し、鹿児島●●地区防犯団体連合会に報告することとする。
  - (1) 提供日時
  - (2) 利用目的
  - (3) 提供先
  - (4) 提供内容
  - (5) 対応者氏名

(秘密の保持)

第6条 設置者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。なお、設置者等でなくなった後においても同様とする。

(苦情等の処理)

第7条 設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する苦情や問い合わせに対しては、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(その他)

第8条 この運用規程に記載していない事項は、「鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業管理運用要領」に基づき取り扱うものとする。

付則

(施行期日)

この規定は、△△●●年●●月●●日より施行する。

## V 申請書等の記入例

(記入例)

様式第 1 号

提出先の地区防犯団体連合会  
※20 ページ参照

年 月 日

鹿児島中央 地区防犯団体連合会 殿

申請者の住所 **鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号**  
 申請者の氏名 団 体 名 **●●町内会**  
 役 職 **会長**  
 代表者名 **防犯 太郎**

### 街頭防犯カメラ設置費補助金交付申請書

街頭防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

補助事業の名称	街頭防犯カメラ設置費補助事業
補助申請台数	<b>3 台</b>
交付申請金額	<b>525,000 円</b>
添付書類	(1) 地域承認書 (2) 設置計画書 (3) 補助事業収支予算書 (4) 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面 (5) 業者からの設置費用見積書、カタログ等の資料 (6) 設置する場所等の所有者等から、使用の許可が得られていることを証する書類 (7) 町内会等の概要が分かる資料 (団体規約、役員名簿等)
事業実施予定期間	●●年●●月●●日 ~ ●●年●●月●●日

補助対象経費の1/2以内(千円未満切捨)で、1台あたり20万円を上限

防犯カメラ設置の完了予定日を記入

地域承認書

●●年●月●●日開催の ●●町内会総会 において、地域住民の総意により、下記のとおり街頭防犯カメラを設置することについて可決承認されました。

記

- 1 防犯カメラを設置する場所
  - ・鹿児島市●●町○○番○○号 ○○様方南側
  - ・鹿児島市▲▲△丁目△番1号 △△公園前
  - ・鹿児島市■●□□番地 □□倉庫前
- 2 設置する防犯カメラの台数  
**3 台**

年 月 日

住所 鹿児島市○○町○○番○○号  
団体名 ●●町内会  
役職 会長  
代表者名 防犯 太郎

防犯 印

(役員)  
役職 副会長  
氏名 鹿児島 一郎

鹿児島 印

役職 ○○  
氏名 桜島 花子

桜島 印

役職 ○○  
氏名 安心 太郎

安心 印

設置計画書

設置番号	設置場所	地域における防犯活動の実績及び防犯カメラ設置の必要性 (犯罪の蓋然性) 等
1	鹿児島市●●町○○番○○号	●●町●●番付近は、過去に引ったくりや自転車盗が多く発生している。 町内会において、週に2回、1回1時間程度、夕方から夜間にかけて、防犯パトロールを行っている。 当該場所は、防犯パトロールにおいても危険箇所として認知されており、防犯カメラの設置が必要と考えている。
2	鹿児島市▲▲△丁目△番1号	●●小学校付近は、児童への声かけ事案が多く発生している。 町内会において、週に5回、登下校時に1時間程度、見守り活動を行っている。 当該場所は、地域において、不審者出没の多い箇所として認知されており、防犯カメラの設置が必要と考えている。
3	鹿児島市■●□□番地	地域における防犯活動の実施状況や、防犯カメラ設置の必要性について記入してください。

防犯カメラ設置場所を記した図面等にこの設置番号を付してください。

設置箇所及び撮影範囲を明記した図面



● : 防犯カメラ設置位置      ◻ : カメラ撮影方向 (イメージ)

(記入例)

(事業収支予算書)

町内会等名：●●町内会

街頭防犯カメラ設置費補助事業収支予算書

1. 収入額

(単位：円)

項目	金額	備考
自己資金	250,000	
補助金	250,000	500,000円×1/2
合計	500,000	

2. 支出額

(単位：円)

項目	金額	備考
防犯カメラ設置費	480,000	160,000×3台
看板設置費	20,000	3か所
合計	500,000	



様式第3号

年 月 日

鹿児島中央 地区防犯団体連合会 殿

申請者の住所

申請者の氏名

団体名

役職

代表者名

電話番号

鹿児島市 山下町11番1号

●●町内会

会長

防犯 太郎

●●●-●●●-●●●●

街頭防犯カメラ設置費補助金変更等承認申請書

年 月 日付をもって交付決定通知のあった街頭防犯カメラ設置費補助金について、下記のとおり変更したいので、承認くださるよう申請いたします。

記

1 区分  変更 ・ 中止 ・ 廃止

2 当初決定額 (変更の場合のみ記載)

525,000 円 ( 3 台分 )

3 変更申請額 (変更の場合のみ記載)

570,000 円 ( 3 台分 )

4 変更・中止・廃止の理由

**防犯カメラの機種変更に伴う購入費用の増額**

5 添付書類 (変更の場合のみ)

**設置費用見積書(変更後)**

**補助事業収支予算書(変更後)**

(注)「1 区分」においては、該当する区分に○を記載してください。

交付決定後、変更があった場合のみ使用

(記入例)

(事業収支予算書)

町内会等名：**●●町内会**

街頭防犯カメラ設置費補助事業収支予算書 (変更後)

1. 収入額

(単位：円)

項目	金額	備考
自己資金	570,000	
補助金	570,000	1,140,000×1/2
合計	1,140,000	

2. 支出額

(単位：円)

項目	金額	備考
防犯カメラ設置費	1,125,000	375,000×3台
看板設置費	15,000	5,000×3箇所
合計	1,140,000	

(記入例)

様式第5号

年 月 日

鹿児島中央 地区防犯団体連合会 殿

住 所 鹿児島市●●町●●番●●号  
団体名 ●●町内会  
役 職 会長  
代表者名 防犯 太郎  
電話番号 ●●●-●●●-●●●●

補助事業実績報告書

事業を完了したので次のとおり報告します。

補助事業の名称	街頭防犯カメラ設置費補助事業
補助事業の完了年月日	●●年●●月 ●●日
補助事業の交付決定金額	570,000 円
補助金の既交付金額	0 円
添付書類	(1) 設置後の現況写真 (2) 領収書又は請求書の写し (請求書の写しによる場合は、補助金の交付を受けた日から起算して30日以内に領収書の写しを提出するものとする) (3) 補助事業収支決算書

(記入例)

(事業収支決算書)

町内会等名 ●●町内会

街頭防犯カメラ設置費補助事業収支決算書

1. 収入額

(単位：円)

項目	予算金額	決算金額	備考
自己資金	555,000	555,000	
補助金	555,000	555,000	1,110,000×1/2
合計	1,110,000	1,110,000	

2. 支出額

(単位：円)

項目	予算金額	決算金額	備考
防犯カメラ設置費	1,095,000	1,095,000	365,000×3台
看板設置費	15,000	15,000	5,000×3箇所
合計	1,110,000	1,110,000	



## VI 申請・相談受付窓口

防犯カメラに関する相談、申請の受付窓口

申請・相談受付窓口	管轄区域
<b>中央地区防犯団体連合会</b> 電話：225-9090 (鹿児島中央警察署内)	鹿児島市のうち 西地区防犯団体連合会及び南地区防犯団体連合会の管轄区域を除く区域
<b>西地区防犯団体連合会</b> 電話：252-9930 (鹿児島西警察署内)	武1～3丁目、中央町、西田1～3丁目、常盤町、常盤1・2丁目、原良町、原良1～7丁目、薬師1・2丁目、城西1～3丁目、鷹師1・2丁目、永吉1～3丁目、新照院町(分割)、草牟田町、草牟田1・2丁目、城山1・2丁目、西伊敷1～7丁目、千年1・2丁目、緑ヶ丘町、玉里町、玉里団地1～3丁目、伊敷町、伊敷1～8丁目、下伊敷町、伊敷台1～7丁目、下伊敷1～3丁目、小野町、小野1～4丁目、小山田町、犬迫町、花野光ヶ丘1・2丁目、皆与志町、岡之原町、川上町(分割)、田上1～8丁目、田上台1～4丁目、広木1～3丁目、唐湊1・2丁目、田上町、武岡1～6丁目、明和1～5丁目、西陵1～8丁目、西別府町、五ヶ別府町(分割)、下田町(分割)、若葉町、上荒田町(分割)、郡元1丁目(分割)、宇宿町(分割)、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町(分割)、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、松陽台町、四元町、平田町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町、川田町
<b>南地区防犯団体連合会</b> 電話：266-5666 (鹿児島南警察署内)	新栄町、東郡元町、南郡元町、南新町、郡元町、唐湊3・4丁目、紫原1～7丁目、西紫原町、日之出町、宇宿1～9丁目、向陽1・2丁目、中央港新町、桜ヶ丘1～8丁目、東開町、南栄1～6丁目、谷山港1～3丁目、卸本町、谷山塩屋町、上福元町、谷山中央1～8丁目、西谷山1・2丁目、小原町、自由ヶ丘1・2丁目、希望ヶ丘町、東谷山1～7丁目、小松原1・2丁目、下福元町、坂之上1～8丁目、光山1・2丁目、錦江台1～3丁目、和田町、和田1～3丁目、慈眼寺町、皇徳寺台1～5丁目、山田町、中山町、中山1・2丁目、清和1・2丁目、五ヶ別府町(分割)、星ヶ峯1～6丁目、魚見町、七ツ島1・2丁目、平川町、宇宿町(分割)、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町

※ 平川町、喜入瀬々串町、喜入前之浜町、喜入生見町の一部区域は、南九州警察署の管轄区域となりますが、防犯カメラに関する相談、申請等については、南地区防犯団体連合会に行ってください。